

第36号議案

令和3年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
手話の理解促進について

1. 目的

「品川区手話言語条例」について、第2回区議会定例会への上程に併せて、条例の周知と手話への理解を図り、手話を必要とする方が意思疎通が図られ、安心して生活できる地域社会を目指す。

2. 事業内容

(1) 広報しながわ臨時号の発行（10月21日発行）

(2) 品川区手話言語条例制定の周知および手話の理解促進PR動画制作

3. 補正予算額 3,969千円

<歳出>

(1) 広報しながわ臨時号の発行 1,897千円

(2) PR動画制作 2,072千円

**令和3年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について**

1. 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、社会福祉協議会からの新たな特例貸付が利用できない世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）が創設された。就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために自立支援金を支給する。

2. 対象者および主な支給要件

(1) 対象者

社会福祉協議会の総合支援資金（特例）の再貸付が終了、または不承認になった世帯などで一定の収入資産要件、求職活動等要件を満たす世帯（生活保護世帯除く）。

(2) 収入要件

下記①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 生活保護の住宅扶助基準額

（東京都特別区の目安：単身世帯13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円）

(3) 資産要件

世帯の預貯金の合計額が収入要件①に6を乗じて得た額以下であること。

*ただし、100万円を超えないこと

（東京都特別区の目安：単身世帯50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円）

(4) 求職活動等要件

公共職業安定所に求職の申込をし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指し、月1回以上、自立相談支援機関の支援を受ける等求職活動を行うこと。または生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

3. 支給額等

(1) 支給額

単身世帯：月額60,000円 2人世帯：月額80,000円 3人以上世帯：月額100,000円

(2) 支給期間

3ヶ月

(3) 申請受付期間

令和3年7月15日～8月末まで

補正予算額（想定申請者数 1, 664 世帯）

(1) 歳出 390, 805 千円【国庫負担（10/10）】

① 事業費 355, 440 千円

② 事務費 35, 365 千円

(2) 歳入 390, 805 千円【新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金】

5. 申請方法

対象者が収入・資産の状況が分かる書類等を添付し申請する（原則郵送申請）。

申請先：品川区役所生活福祉課 生活困窮者自立支援金担当

（第2庁舎3階作業室1、暮らし・しごと応援センター隣）

6. 周知方法

広報しながわ掲載、および対象者へ個別案内予定

令和 3 年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）
新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターの増設について

1 概況

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターの回線の規模は、当初 15 から 25 回線を想定していた。しかし、5 月の 75 歳以上の高齢者予約の混雑状況を受け、回線の増強の必要性を判断した。これに伴い、増設にかかる予算について増額を図る。

2 内容

6 月 14 日から 8 月 14 日（2 か月）・・・ 75 回線増設し 100 回線

8 月 15 日から 10 月 15 日（2 か月）・・・ 35 回線増設し 50 回線

3 補正予算額

《歳出》

359,370 千円（委託料）

《歳入》

359,370 千円

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（10/10）

第36号議案

令和3年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）

自殺対策支援事業について

1. 自殺未遂者等支援事業（寄り添い型支援事業）

(1) 事業概要

自殺未遂者に特化した相談窓口を設け、自殺未遂者へ早期に介入して寄り添い型の支援を行うことで、自殺企図の背景にある問題点を明らかにし、必要な医療や経済的支援、福祉サービス、相談支援機関へつなげることにより、自殺未遂者の再企図防止を図る。

(2) 主な対象

- ▶ 自殺未遂をした区民またはその家族
- ▶ 自殺未遂者に対応した医療、保健、福祉等関係機関

(3) 実施方法及び開始時期

事業委託、令和3年8月

(4) 事業の内容

▶ 自殺未遂者への支援

自殺未遂者に対し、本人了解の元、下記の支援を行う

- ・ 電話や面接による相談対応
- ・ 保健所、福祉事務所、その他関係機関と連携調整し、必要な支援に繋げる
- ・ かかりつけ医との受診調整や、受診先の調整
- ・ 必要な場合、支援機関や医療機関への同行
- ・ 再企図の可能性が低くなるまで、継続的なサポートを実施

▶ 未遂者支援関係機関への支援

救急医療機関や支援機関等からの未遂者への対応に関する相談に対し、具体的な対応や助言、必要な情報提供を実施

2. 自殺企図者支援事業（インターネットゲートキーパー事業）

(1) 事業概要

現在、自殺方法に関する情報をインターネット上で検索すると、無数に存在し、自殺企図者は容易に実施方法等に関する情報の入手が可能である。

これらの単語をインターネットで検索する者は、10～30歳代を中心とする年齢層が多く自殺のリスクが高いことから、バナーの検索機能を活用してメールでの相談に誘導し現実の相談に繋ぐことで、自殺を未然に防ぐことを目指す。

(2) 主な対象

自殺企図者（インターネットで自殺に関連する文言を検索した者）

(3) 実施方法及び開始時期

事業委託、令和3年12月

(4) 事業の内容

相談メールを24時間受け付け、24時間以内に相談員（臨床心理士・精神保健福祉士等）がメールで返信するとともに、対象者が希望する限り継続して相談に応じ、本人の悩みを受け止める。

また、必要な場合は、電話や面接での相談にも対応し、状況に応じて保健所や福祉事務所等の支援機関に繋ぐ。

3. 補正予算額

歳出：4,866千円

歳入：3,649千円（国庫補助金）

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

補助率 3/4